

令和4年6月21日 開会
令和4年6月21日 閉会
第 14 回
(通算第 203 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 8 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年6月14日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- | | | |
|---|----|---------------------|
| 1 | 日時 | 令和4年6月21日 |
| 2 | 場所 | 吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室 |

第 14 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日	令和4年6月21日	
招集の場所	吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室	
応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員	なし	
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
欠席委員	農業委員	8番 田淵文雄 9番 見川恒栄
	農地利用 最適化 推進委員	
欠員	なし	
本回の議長	会長 齋藤学	
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央	
開会	議長は 9時00分 開会を宣告	
閉会	議長は 10時08分 閉会を宣告	
本回提出議案及び日程	別紙のとおり	
議事録署名委員の指名	正木潤一 河野達	
会期の決定	令和4年6月21日	
開議	令和4年6月21日	
備考		

第 14 回農業委員会
(通算第 203 回)

令和4年6月21日

吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室

開会

会長挨拶

議案

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |
| 議案第4号 | 吉賀農業振興地域整備計画の変更について |

9時 事務局より欠席委員及び会議の成立について報告。

会長挨拶の後、議事録署名委員として正木委員、河野達委員を指名、議事に入る。

事務局	<p>定刻になりましたので、只今より農業委員会総会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席の方は、田淵委員、見川委員という事で、農業委員さん12名の内10名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号の1について説明します。</p> <p>農地の所在は沢田、地目は畑、面積〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇さん、沢田の方、譲受人は〇さん、六日市の方です。</p> <p>今回の申請地は沢田の塔尾橋から約200m南西の川沿いの農地です。</p> <p>譲受人は、農作業歴は20年で、機械は耕運機と草刈り機を所有されています。</p> <p>下限面積について、沢田地区は30aですが、取得後の経営面積は35aとなりますので問題ありません。</p> <p>有償譲渡という事で10a当たり〇万円とのことでした。</p> <p>作付け予定の作物は、野菜とブルーベリーです。</p> <p>申請の農地は〇さんが現在所有している農地に隣接しており、周囲の営農方法は熟知しているそうなので問題はないと思われます。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>説明は以上の通りでございます。それでは、地区の農業委員さん、河口さんが現地の方を確認していただいておりますので、ご報告をお願いします。</p>
河口委員	<p>先日、農地を確認しに行きましたが、ちゃんと、ブルーベリーや野菜が栽培されており、草もきれいに刈られていますので、問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。現地の方も河口さんに確認してもらいましたので、これからは、この案件、議案第1号の1につきまして、皆様のご意見を拝聴したいと思います。</p> <p>ご意見のある方、挙手のうえ、宜しくお願いします。</p> <p>お聞きしたい所はありませんか？無いようでしたら、採決の方に移らせていただきます。</p> <p>議案第1号1につきまして、賛成の方の農業委員さんの、挙手を求めます。</p>

	はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。可決されました。
議 長	次です。議案1号2。注連川の案件ですね。説明を、宜しくお願いします。
事務局	<p>議案第1号の2番について説明します。</p> <p>農地の所在は、注連川、地目田、面積〇㎡です。</p> <p>申請地は注連川の仲の原地区集会所から約1km北東の、鹿野吉賀線沿いの農地です。</p> <p>譲渡人は〇さん、岩国市の方、譲受人は〇さん、注連川の方です。</p> <p>譲受人は、農作業歴は10年で、機械はトラクター、コンバイン、田植機などを所有されています。</p> <p>下限面積について、注連川地区は30aですが、現在の経営面積は1.2haなので問題ありません。</p> <p>無償譲渡ということです。</p> <p>作付け予定の作物は、稲と野菜です。</p> <p>申請の農地については、周囲の営農方法は熟知しているので問題はないと思われれます。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	審議の前に担当地区の森下委員さんに、現地の確認していただいておりますので、よろしくお願いします。
森下委員	18日の土曜日に房崎委員さんと一緒に、本人さんに面会し、現地確認をしました。圃場整備によりまして、換地の関係で、1町を2名で共有しているというような土地になっておりまして、もう一人の所有者さんに、〇さん自身が売買を交渉したとこなんですけど、本人の方から〇さんの方に再度委託をして、農業に常時従事していない事から、その近辺の方々に売買の話をされたんですが、誰もいるとは思われない、という事から、現在も10年以上、〇さんが田んぼを作られているという事なので、〇さん自体も、やらないと意思表示をされたのですが、どうしてもやってほしいという事で、無償譲渡という形になって、今回申請を出した、という事でございました。以上です。
議 長	ありがとうございました。現地の方は、報告があったような事でございます。では、みなさんの意見を拝聴したいと思います。この案件に対して、ご意見のある方、挙手でお願いします。
茅原委員	あの、さき程事務局の方から、1.2haと言われましたけど、議案に記載されているのは、それほど数字がないんですけど、まあどちらにしましても、下限面積以上

	だから関係はないんだけど、どちらが本当なんですか。
事務局	この議案に書いてあります 100 アールというのは、農業委員会の方に、利用権設定された面積が書いてあります。申請書の方には 1.2ha 経営されていると書かれていますので、届出がされてないのもあるのかな、と思います。
茅原委員	はい、わかりました。
議長	他にございませんか。 無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。 議案第 1 号の 2 番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手をもとめます。 はい、ありがとうございました。全員賛成が賛成でございますので、この件は認可されました。
議長	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号の 1 番について説明します。 この案件は追認となります。追認というのは、許可を受けずに転用をされたものについて、悪質ではないこと、許可申請をされれば許可が見込まれること、始末書等の内容から見て、今後は違反行為を行わないと認められること、といった点を考慮して、後日、転用許可を認めるものです。 農地の所在は大野原、地目は畑、面積〇㎡。申請人は〇さん、大野原の方です。申請地は大野原の三嶋神社から南に約 450m の位置になります。

転用目的は墓地です。墓地は令和4年6月3日に完成しております。

追認となった経過を説明しますと、この農地は令和3年2月の農業委員会総会において、農業振興地域内農用地からの除外について意見を求められ、異議なしとしたところです。

その後、令和3年6月に農用地からの除外手続きは完了し、申請者にその通知を送りました。

申請者は、それを転用の許可が下りたものと解釈し、墓地を施工したそうです。

その後、法務局で登記しようとしたところ、農業委員会の転用許可が必要とのことで、手続きの誤りがあったことに気づかれたそうです。

始末書もいただいております、農地転用許可申請が後追いとなった旨を謝罪されておられます。

この案件の農地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地という事で、第2種農地と判断でき、原則転用不許可ですが代替地がない場合など転用が可能です。

代替地も検討されたようですが他に適した土地がないため、この申請地にされたようです。

隣接農地は申請者が所有する畑と山林であり、近隣に影響はないと思われまます。また土地改良区からは意見なしとのことです。

以上、ご審議をお願いします。

議長 はい、それでは、現地の方を河野さんに説明していただきます。

河野委員 事務局から説明があった通りでして、本人さんが、そういう風に言われていましたので問題ないのかな、という所で、場所も、裏がすぐ山で、前は道路という所で、隣は自分の畑、という状況ですので、転用に関しては、問題ないと思えます。
以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
それでは、この第2号の1につきまして、皆さんの意見を拝聴したいと思います。ご意見のある方、挙手をお願いします。
この案件につきましては、なかなか、今事務局が言いました様に、複雑な事がありまして、この手続きも、ご自分でやられたみたいで、その辺の勘違いもあったという事も、言っておられました。
よろしいですか？
はい、それでは、無いようですので、採決を取りたいと思います。

	<p>第2号議案1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございました。全員挙手でございますので、認可されました。</p> <p>続きまして、第2号議案2につきまして、立戸の案件について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次は、議案第2号の2番についてです。</p> <p>農地の所在は立戸、地目田、面積〇㎡、以下合計5筆、面積は〇㎡です。</p> <p>申請人は〇さん、兵庫県の方です。</p> <p>転用目的は貸し資材置き場、転用の理由は、近隣の建設業者から資材置き場として貸してほしいとの依頼があり、申請者は居住地から離れているため耕作ができず、やむを得ず転用して貸し資材置き場として使用したい、というものです。</p> <p>申請地は国道187号線沿いの新坂折トンネルから六日市方面に向かって約250mの場所にあります。</p> <p>申請の農地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地という事で第2種農地と判断でき、原則転用不許可ですが代替地がない場合には転用が可能です。</p> <p>申請者が相続した土地は、農地と山林で他に資材置き場として利用できる土地がなく、この申請地にしたいという事です。</p> <p>転用の確実性は、必要資金としては約〇万という事ですが、定期預金証書の写しをいただいておりますので資金面での問題はございません。</p> <p>周辺土地への影響ですが、国道との間はのり面とし、配管を入れ土砂が流れ出ないようにします。北側の農地との境界は高低差があるため土砂は流れ出ない。左側はのり面にて十分間を開けるため問題ないと思われませんが、万一近隣より苦情が出た場合は責任を持って対処する、とのこと。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>はい、それでは担当の、森下委員さんに、現場の方、よろしくをお願いします。</p>

森下委員	<p>今事務局から話がありましたように、国道187号線沿いにありまして、実際に私も隣接地があるので、1月の半ばに関係者に集まっていただいて、</p> <p>境界の立会をしていただいて、実際に測量をしていかななくてはならないという事から始まったので、もう、ここ10年近く耕作はしていません。年に2回の草刈りを行っているだけ、という形であります。今、事務局からありましたように、国道からの進入路につきましては、建設業者さんが、県との協議を何回もされて、大変、最初の話よりは厳しくなった、という話を、現地で日曜日にお話を聞きましたし、本人さんも、金曜日に、こちらに来る事がないので、電話で確認をさせていただきましたら、本人さんも、そういう形で話して帰りましたので、資材置き場として使っていきたい、という事と思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは、現地の報告もありましたので、皆さんのご意見を、拝聴したいと思います。</p> <p>ご意見のある方、挙手、お願いします。</p> <p>無いようですので、採決の方に移らせていただきます。</p> <p>では、第2号議案2につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員でございますので、認可、可決されました。</p> <p>議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p> <p>事務局 議案第3号について説明します。</p> <p>この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。</p> <p>今回は新規案件のみとなりますので、読み上げます。</p> <p>《新規案件を読み上げ》</p> <p>以上の案件について、基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>

議 長	<p>それでは、説明がおわりましたので、皆さんのご意見を伺いたいと思います。</p> <p>この案件に関しまして、全体に関しまして、ご意見のある方、挙手をお願いします。</p> <p>はい、茅原委員</p>
茅原委員	<p>1 番の、〇さんに預ける田んぼの、今経営が 0 になっておるんですが、どういう農機具で、どのような経営をされるつもりなんですか。</p>
事務局	<p>〇さんは、今までも水稻を作られておりますが、機械は、トラクターですとか田植え機、コンバイン等一式揃えているそうです。ですが、農業委員会の方に貸し借りの届出をされておられませんので、資料の方には経営面積の方は 0 になっております。</p>
茅原委員	<p>こういうのは、指導か何かした方がいいんじゃないですかね？</p>
事務局	<p>はい</p>
茅原委員	<p>あの、地元委員にもお願いして、ちょっとやってもらった方が。</p>
事務局	<p>はい。わかりました。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>まあ、今、茅原委員さんからありましたように、こういった案件が出た時には、必ずこちらの方から、「利用権設定をお願いします」という事を、はっきり申し上げておきます。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
三井委員	<p>4 番ですけどね、雑種地で、雑種地になっているんですけど、これ、何をされようとしているんですか？</p>
事務局	<p>こちらの〇さんも、水稻を作られる予定だそうです。</p> <p>ちょっと、現地は見に行っていないんですが。</p>
議 長	<p>本廣さん、これ川向こうです？</p>
本廣委員	<p>川向こう</p>

森下委員	家はどこ？
事務局	幅井谷です
議 長	<p>川向こうの高尻川の田んぼだと推測します。</p> <p>まあ、現況が雑種地となっておりますので、どんなになるか、とも思うんですけど、田んぼにする、と。で、本人さんが現状でも、かなり経営面積持っておりますので。</p>
森下委員	奥さんの実家で、それまで田をやりに来られていました。
議 長	<p>何か、ご親戚の方みたいで。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>他にありませんか？無いようでしたら、全体で承認を取ろうと思います。</p> <p>第3号議案、1・2・3・4に賛成の委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。で、可決されました。</p>
議 長	議案第4号 吉賀農業振興地域整備計画の変更について、事務局説明をお願いします。
事務局	<p>議案第4号について説明します。議案書の5～6ページ、併せて別冊の参考資料をご覧くださいと思います。</p> <p>農業振興地域整備計画とは、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用に寄与する、という目的のもと、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するために立てられている計画であります。</p> <p>このたび町が定めております農業振興地域整備計画にあります、農業を振興する区域として指定している「農用地区域」から別の用途に利用するため除外することについての意見を求められております。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。今回3件の農用地区域からの除外申請が出ております。</p> <p>まず整理番号1番は、農地の所在は下高尻、現況畑、面積は2筆合計で〇㎡、土地の所有者と事業計画者は〇さんです。除外の理由は、近隣で営農する方へ貸すための農業用倉庫と農作業用資材置場です。</p> <p>農地の場所は、参考資料の整理番号1と書いてある地図をご覧ください。高尻川リバーサイドログハウス村から川を挟んで北西約100mの位置になります。農地区分は2種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合や集落に接続</p>

して設置する場合には許可は可能となっております。

整理番号1について、付近図、現況写真、計画図をつけておりますので参考にご覧ください。

次に、整理番号2番は、下高尻、現況地目 田、所有者と事業計画者は同じく〇さんです。宅地への進入路として貸与するとのこと。

農地区分は同じく2種農地と考えられます。

整理番号2について付近図、現況写真、計画図をつけておりますので、ご覧ください。

そして、整理番号3番は朝倉、現況畑、面積は〇㎡、土地の所有者及び事業計画者は〇さんです。申請地は朝倉公民館から北東に100mの位置になります。

付近図、現況写真、計画図は整理番号3をご覧ください。

農地区分は1種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合や集落に接続して設置する場合には許可が可能となっております。

申請者が所有する土地は農地と山林のみで、他に適当な土地がなく、自宅近くにあるこの農地を転用して墓地及び進入路としたいということです。

そして、この農地は、申請者の自宅の向かい側であるため、集落に接続していると判断できると考えます。

この振興計画の変更について今後の流れを申し上げますと、農業委員会や土地改良区等の意見を踏まえて、町が県と協議して、協議が整いますと公告をして計画が変更されることとなります。農業振興地域の農用地区域から除外がされますと、その後、転用申請が出てくることとなります。

転用申請が出てきた際には改めてご審議いただくこととなります。

整理番号1について、補足説明をいたします。この農地は、昨年10月の総会でも議案として提出しました。この農地は町道が通っており、その時は、町道を含めた部分で申請されていたので、農業委員会からは、町道部分の分筆が必要と思われるという回答を返したところです。

そしてこのたび町で分筆をすることになりましたので、再度、申請が出されました。今回の申請は、町道部分を除いたものです。

説明は以上となります。この案件についてご協議いただき、農用地から除外することに対する意見を町へ返す事となります。

以上ご審議をお願いします。

今 事務局の方から説明が終わりました。この農業振興地域整備計画の変更につきましては、下高尻の案件と、朝倉の案件と2つありますので、まず、上の2つ、下高尻の案件から説明をします。承認が終わりましたら、朝倉の案件をする、という形ではよろしゅうございますでしょうか。

それでは、説明は済みましたので。現地の方、確認いたしております。

昨日、私と本廣委員さんと二人で、現地を確認させていただきました。

まず、下高尻の○につきまして説明いたします。この現状の写真の所でございます、この裏の方は崖でございます。このまま、すたとんと落ちているだけで、ここに倉庫と資材置き場を作りたいという所と思います。

この農地につきまして、さき程も言いました様に10月の時点では、皆さんから色々ご意見いただいて、町の土地が入っていたという事もありまして、再度今回申請になりました。今、分筆してる途中という事でございます。まあ、我々として、農業委員会としては、現地確認いたしまして、現状の除外の理由につきましての問題はない、という現状の判断をいたしました。

それから、もう1筆でございます。この1筆はですね、同じく○さんなんですけど、現況写真の赤い所がありますけど、ここも現場確認をさせていただきました。この写真から言わせてもらった方が分かりやすいんですけど、この奥に家があると思うんですけど、話によると、○さんが買われとる、ということなので、○さんから○さんが対応したい、という事で、ここに、進入路をつくりたい、という事です。まあ現状は田んぼになっておりました。計画図の方を、またご覧になっていただきたいんですが、これで見ていると、○さん、それから、現場で、また○番目が○さんという事になっているので、これはどうかと、事務局に確認しましたところ、これも残っている、分筆している最中で、そういった事があるなら、現場の方としては問題はなかろう、という判断をいたしました。

以上でございます。

この2件の下高尻の件につきまして、皆さんの意見を拝聴したいと思います。意見のある方、挙手をお願いします。

よろしいですか？

よろしければ採決に移らせていただきます。

第4号のAの1・Aの2、1番、2番という事で、賛成の方の農業委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成で認可されます。

それから、朝倉の案件ですが、事務局の説明がありましてので、現場の方、河

野委員さんに確認していただいておりますので、ご意見をいただきたいと思いま
す。

河野 達
委員

先般、土地所有者の〇さんに、聞き取り調査をしてまいりました。
まず、1点目には、農用地区域外には代替地がないという事でした。2点目につ
いては、位置的に農用地域の端っこで、近隣の農地に影響が及ぶ事はない、と
いう事です。3点目について農地が〇㎡という狭小地であり、近隣の農業経営に
対する利用集積に支障を及ぼす恐れは全くない、という事です。4点目は、土地
改良施設、用排水上に支障を及ぼす恐れがまずない、と。5点目については、基
盤整備完了から約23年経過しとります。
以上の点で変更について、何ら問題ないと考えます。以上です。

議 長

ありがとうございました。
それでは、皆さんのご意見を拝聴したいと思います。ご意見ある方、挙手をお
願いします。
無いようですから認可を取りたいと思いますが。
それでは、第4号の3番目の朝倉の案件につきまして、賛成の方の挙手を求め
ます。
はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可されました。

事務局	<p>次に、報告第1号について説明します。(7ページ)</p> <p>自分で耕作する農地で2アール未満を、自分の耕作又は養畜のための農業経営施設に転用する場合は、転用許可は不要ですが、農地の転用届を出していただいています。この度、その届が出されたので報告します。</p> <p>今回の届は農地の所在が沢田、現況畑、面積〇㎡、届出人は〇さん、六日市の方、農地への進入路として、面積は〇㎡、転用の理由は、自己所有の農地への進入路として造成するというものです。</p> <p>以上ご報告いたします。</p>
事務局	<p>「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について説明</p> <p>「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」について説明</p>
河野雅俊 委員	<p>新規参入促進の権利移動面積(目標)の計算で、「過去3年度の権利移動面積の平均の一割」で、なぜ対象年度が「平成28年度から平成30年度」なのは何か理由があるのか?</p>
事務局	<p>こちらは、28年度から書いてあるんですけど、国の方から28、29、30年度で、ということですので、それに沿って記載してあります。</p>
茅原委員	<p>荒廃農地の解消を色々やると言っているが、荒廃農地を解消するのではなく、今ある農地を荒廃農地にならないように、力を注いだ方がいいと思う。</p> <p>米価が下がる、獣害が多くなる、耕作者が減り荒れた田が増えてくる。水路の管理もできなくなって、付随して荒れる農地が出てくる状況があるので、今ある農地をいかに守るかに力を入れたらいいと思う。</p>
議 長	<p>おっしゃる通りと思います。今から県の方に申請をかけるが、吉賀町としても、今の現状をしっかりと述べていただいて、これ以上耕作放棄地を出さない計画設定を作るという事も、主張していただくという風に思っています。</p> <p>それを実行しようと思っているが、それが県の方に認められるか、というのは別問題だけど、それはしっかりと主張していこうと思う。</p>
議 長	<p>以上、本日、提出しました議案につきまして、終了したいと思います。</p> <p>午前 10時 8分閉会</p>